

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と統一的な基準に沿って医療機関に対応し、都の設置する「新型インフルエンザ相談センター」等の関係機関に取り次ぐなど、市民からの電話による一般相談の実施を行う。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であるため、都が指定している感染症診療協力医療機関は、都の要請に基づき、新型インフルエンザが疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ専門外来」（以下「専門外来」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等の発生に伴う具体的な対応としては、都の設置する新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、市内の感染症診療協力医療機関において設置した専門外来で診察する。採取した患者の検体は管轄保健所により東京都健康安全研究センター及び国立感染症研究所に運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者（症例定義上の疑似症を含む。）は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関で入院治療を行う。検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、重症度によって、一般病院への入院又は自宅療養の判断を行う。

都内感染期においては、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることになる。

一般の医療機関での診察が始まる時期については、外来受入体制や、訪問診療・看護の強化など、休日・時間外等を含めた手厚い医療体制を提供できるよう対策を検討しておく。

また、都と連携し、患者が増加した場合に備えて医療機関における使用可能な病床数及び人工呼吸器等の使用状況等の調査を受け、感染期の病床確保に努める。市は、国又は都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に情報提供するとともに、また、発生段階に応じた医療機関の役割分担について市

民をはじめ関係機関に周知する。

(3) 医療提供体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等になり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ等の患者は、専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、一般医療機関においても、感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討する。

都内感染期においては、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。市は流行段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

また、市は、都、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来（ウイルス検査実施、東京都が指定） 陽性（＋） 陰性（－）			かかりつけ医が対応 （都が都内感染期と判断した場合）		
	入院	感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養			・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用		

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、都が臨時に設置開設する医療施設において医療を提供する。

7 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザの社会的影響に関する一例として、国は、「国民の 25% がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続き、り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。」と想定している。

これらに伴い、自然災害発生時に準じた社会的な影響があり、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、市、医療機関、事業者及び市民は、それぞれの役割に応じ、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 社会的弱者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯）への具体的な支援体制の整備が求められている。

市では、「災害時避難行動要支援者マニュアル」に準じ、対象世帯を把握すると共に、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 市民生活の安定の確保

ア 個人備蓄について

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食糧品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、個人・家庭における対策として、自助の視点から最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の購入にあたって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

イ 物資及び資材の安定の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困難であると認められる場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。市は、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて市民及び事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(4) 市役所機能の維持

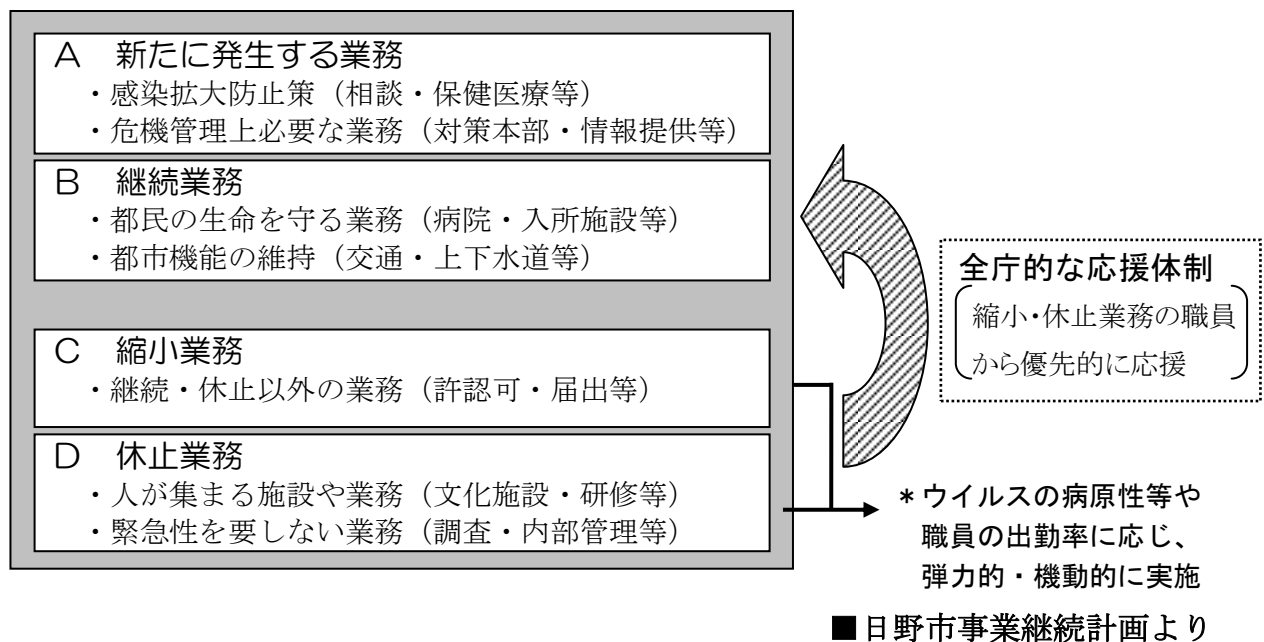
ア BCP(事業継続計画)の整備及び職員の感染予防等

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、BCP(事業継続計画)の整備・見直しや職員に対する感染予防策の徹底を図る。また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資及び資材の備蓄等や、施設及び設備の整備等を行う。

＜業務区分の考え方＞



＜業務の整理と応援体制＞



イ 市役所機能の維持及び市庁舎等での感染拡大防止策

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で市政を継続するため、あらかじめ策定した BCP（事業継続計画）に基づき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

特に、感染拡大防止に直結する業務やライフライン機能である、ごみ処理事業及び下水道事業については要員を確保するなど、庁内の応援体制を整備し、業務を継続する。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合については、庁舎の入り口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど感染拡大防止に努める。

＜要員確保対策（例示）＞

要員確保策	発生段階別の対策		
	海外発生期	国内発生早期～ 都内発生早期	都内感染期以降
○ ライフライン機能を維持するため、施設ごとに経験者を確保 ○ 施設ごとに転出者、退職者リスト作成	○ 職員への感染予防措置 ○ 要員リストの確認・本人周知	○ 職員への感染予防強化 ○ 必要な業務及び人員の把握 ○ 配置場所等の具体的検討 ○ 転出者、退職者の協力可否の確認	○ 通勤手段の変更 ○ 優先業務への人員配置

＜市庁舎内での感染拡大防止＞

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・ 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計又はサーモグラフィーで検温 ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市庁舎内店舗等への要請	・ 市庁舎内店舗及び市庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・ 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・ 市職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者への対応	・ 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・ 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

＜感染拡大防止の周知ポスター（例示）＞

ご来庁のみなさまへ

新型インフルエンザなどの感染予防のため
れいこう
つぎのことを励行しましょう !!

●「**手洗い**」をれいこう励行しましょう!
 インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。
 手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

●**咳**などの症状がある方は「**マスクの着用**」を!
せき
 咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、「**咳エチケット**」を守りましょう。

～インフルエンザ様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医が不在の方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日 9時から 17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間（17時から翌日 9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

来場者のみなさんへ

★感染予防のため、つぎのことを励行しましょう★

●「**手洗い**」を励行しましょう!
 インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。外出から帰ったら、手洗いとうがいを
 行う習慣をつけましょう。また、咳やくしゃみを手でおぼったときにも手を洗いましょう。

●**せき・くしゃみ**の症状があるときは「**マスクの着用**」を!
 咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、
 咳エチケットを守りましょう。

手洗いの準備と手順



手洗い前の準備

◆爪は短く切っていますか？ ◆時計や指輪をはずしていますか？
 汚れた服や靴は脱ぎ、手洗いの場所まで移動して洗います。

◆指先、◆指の間、◆親指の側面、◆手首、◆手のひら









1 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする
 2 手の甲をのばすようにこする
 3 指先・ツメの間を念入りにこする
 4 指の間を洗う
 5 親指と手のひらをお互いに洗う
 6 手首も忘れずに洗う
 最後に石鹸を洗い流し、清潔なタオルで拭き取って乾かしましょう！

～ インフルエンザ様の症状がある方 ～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医が不在の方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日 9時から 17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間（17時から翌日 9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

ウ 職員の健康管理

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

<職員向けの注意喚起（例示）>



職 員 の み な さ ん へ

平成 21 年 7 月 15 日

新型インフルエンザにひき続き、注意しましょう！！

新型インフルエンザの感染が国内でも増加しており、さらに広がるおそれがあります。
今回の新型インフルエンザは、早期の受診と抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効とされています。
予防と治療に関しては、以下のポイントを参考に一人ひとりが適切な対応をお願いします。

“かからない”ための予防法

- ・ 外出後は、積極的に手洗いやうがいをしましょう
- ・ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、やむをえない場合はマスクを着用しましょう
- ・ バランスの良い食事と十分な休養をとり、疲労を避けましょう

↓

咳やくしゃみが出る時は →

咳エチケットを守りましょう

- ・ ハンカチやティッシュで口や鼻をおさえる
- ・ 使用したティッシュはふた付きのごみ箱にすてる
- ・ 咳をしている人はマスクを正しく着用しましょう

“かかったかな”のサイン

- ・ 症状は急な発熱（38 度～40 度）
- ・ 咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ※ 潜伏期間は 1～7 日間

症状が出た時の行動

- ・ 一般医療機関を受診する際には、事前に電話で連絡し、指示に従う
- ・ 受診時は必ずマスクを着用する
- ・ 受診先医療機関のことや自宅療養の質問等については「新型インフルエンザ相談センター」に電話

平日の日中は最寄りの保健所 夜間、土・日曜日・祝日は Tel 00-0000-0000

- ・ 職場への連絡を遅滞なく行う
